

経 済 産 業 省

20160708資第12号

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第6項及び第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準を次のように制定する。

平成28年7月12日

経済産業大臣 林 幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第6項及び第28条第5項の規定
による経済産業大臣の指定に係る処分基準

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第6項及び第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の処分基準は、次のとおりとする。

第1 改正法附則第22条第6項の規定による経済産業大臣の指定

改正法附則第22条第6項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準については、同項の規定によりその規定の例によることとされた同条第1項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には次のような場合とする。ただし、改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「旧ガス事業法」という。）第6条第2項第3号の供給区域（以下この第1において「旧供給区域」という。）又は同号の供給地点（以下この第1において「旧供給地点」という。）に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が地方公共団体である場合及び旧供給地点が同一棟内に独立して住宅等の用に供せられる部分が複数ある建築物（以下「集合住宅等」という。）のみに係る場合にあっては、当該指定は行わないものとする。

- （1）旧供給区域に係る経済産業大臣の指定に係る処分基準については、次のいずれにも該当する場合とする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給区域に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該指定を行うものとする。

- ① 当該旧供給区域における平成28年3月の家庭用調定件数（旧ガス事業法第2条第14項の規定により一般ガス事業とみなされる簡易ガス事業（以下この第1において「みなし一般ガス事業」

という。)に係る家庭用調定件数を除く。)を、当該旧供給区域における同月末時点の一般世帯数(当該旧供給区域に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社(子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)、親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。))その他これに準ずるもの及び親会社等その他これに準ずるものの子会社等をいう。以下同じ。)から他の財(当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が一般ガス事業(みなし一般ガス事業を除く。以下この(1)において同じ。))として供給するガス以外の財をいう。以下この(1)において同じ。)を購入していた一般世帯数を除く。)で除して得た値(以下この(1)において「都市ガス利用率」という。)が、100分の50を超える場合。

② 以下の評価式を満たす場合

$$A/B \times 1/2 > 0.5/C$$

$$\bullet A = a + b$$

a : 当該旧供給区域における小口需要(ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。)第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合しない需要をいう。以下この第1において同じ。)に係る平成25年度から平成27年度までの間の新築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給(一般ガス事業として行うガスの供給に限る。以下この②において同じ。)を採用した新築物件の件数

b : 当該旧供給区域における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者(当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財を購入していた者を除く。)が、平成25年度から平成27年度までの間に当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数

$$\bullet B = c + d$$

c : 当該旧供給区域における小口需要に係る平成25年度から平成27年度までの間の新築物件のうち、他の財の購入を採用した新築物件の件数(当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。)

d : 当該旧供給区域における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を受けていた者が、平成25年度から平成27年度までの間に他の財に切り替えた既築物件の件数(当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。)

$$\bullet C : \text{当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率}$$

(2) 旧供給地点に係る経済産業大臣の指定に係る処分基準については、次のいずれにも該当する場合とする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給地点に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指

示したことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該指定を行うものとする。

① 当該旧供給地点に係る旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給地点群における平成28年3月の家庭用調定件数を、当該供給地点群に係る同月末時点の旧供給地点の数（当該旧供給地点に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者がみなし一般ガス事業として供給するガス以外の財をいう。以下この（2）において同じ。）を購入していた旧供給地点の数を除く。）から空き地及び空き家の数を控除して得た値で除して得た値（以下この（2）において「旧一般ガスみなしガス小売事業者のシェア」という。）が、100分の50を超える場合。

② 以下の評価式を満たす場合

$$A/B \times 1/2 > 0.5/C$$

$$\bullet A = a + b$$

a：当該供給地点群における小口需要に係る平成25年度から平成27年度までの間の新築物件のうち、旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給（みなし一般ガス事業として行うガスの供給に限る。以下この②において同じ。）を採用した新築物件の件数

b：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財を購入していた者を除く。）が、平成25年度から平成27年度までの間に当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数

$$\bullet B = c + d$$

c：当該供給地点群における小口需要に係る平成25年度から平成27年度までの間の新築物件のうち、他の財の購入を採用した新築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。）

d：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を受けていた者が、平成25年度から平成27年度までの間に他の財に切り替えた既築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。）

$$\bullet C：\text{当該旧一般ガスみなしガス小売事業者のシェア}$$

第2 改正法附則第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定

改正法附則第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準については、同項の規定によりその規定の例によることとされた同条第1項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には次のいずれにも該当する場合とする。ただし、旧ガス事業法第37条の5第2項第3号の供給地点（以下この第2において「旧供給地点」という。）に係る旧簡易ガスみなしガス小売事業者が地方

公共団体である場合及び旧供給地点が集合住宅等のみに係る場合にあっては、当該指定は行わないものとする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給地点に係る旧簡易ガスみなしガス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該指定を行うものとする。

① 当該旧供給地点に係る旧ガス事業法第37条の2の供給地点群における平成28年3月の家庭用調定件数を、当該供給地点群における同月末時点の旧供給地点の数（当該旧供給地点に係る旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財（当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が簡易ガス事業として供給するガス以外の財をいう。以下この第2において同じ。）を購入していた旧供給地点の数を除く。）から空き地及び空き家の数を控除して得た値で除して得た値（以下この第2において「旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア」という。）が、100分の50を超える場合。

② 以下の評価式を満たす場合

$$A/B \times 1/2 > 0.5/C$$

$$\bullet A = a + b$$

a：当該供給地点群における小口需要（規則第73条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合しない需要をいう。以下この②において同じ。）に係る平成25年度から平成27年度までの間の新築物件のうち、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給（簡易ガス事業として行うガスの供給に限る。以下この②において同じ。）を採用した新築物件の件数

b：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者（当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財を購入していた者を除く。）が、平成25年度から平成27年度までの間に当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数

$$\bullet B = c + d$$

c：当該供給地点群における小口需要に係る平成25年度から平成27年度までの間の新築物件のうち、他の財の購入を採用した新築物件の件数（当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。）

d：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を受けていた者が、平成25年度から平成27年度までの間に他の財に切り替えた既築物件の件数（当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。）

$$\bullet C：\text{当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア}$$

附 則

この訓令は、平成28年7月12日から施行する。